

高齢者の命綱

若い人も将来が心配

# 安心の年金制度を!!

自公政権がすすめる「全世代型社会保障」は、高齢世代と現役世代間の対立をあいりながら、「自助・共助」による負担増を私たち国民に冷酷に求めるものです。年金の削減や75歳以上の窓口での医療費の2倍化は高齢者の生活を直撃し、現役世代にも大きな負担を与えます。今こそ、社会保障を充実させることが重要です。

## 今すぐ低年金の改善を!

### 際限のない年金引き下げのルールは廃止に

2004年『マクロ経済スライド』が導入されました。安倍・菅内閣の9年間で年金は実質6.5%の削減となっています。年金の実質的価値を守るためにも、年金引き下げの制度は即刻廃止すべきです。

### 当面、すべての高齢者に月額3.3万円の支給を

現在、国民年金(老齢基礎年金)は満額で年約78万円です。このうち半分は国庫負担なので、月約3.3万円になります。無年金・低年金の高齢者にも、支給すべきです。

### 年金の隔月支給を毎月支給に

私たちの年金支給は2ヶ月に1回です。現役の方の給料は毎月であり、公共料金の支払い等も毎月払いです。世界の先進国では毎月支給が常識です。全国の多数の自治体でも毎月支給を含む年金制度の改善のための決議をあげています。



## 最低保障年制度の創設を!

### すべての高齢者に月額8万円の最低保障年金を

最低保障年金制度や同種の高齢期保障がある国が世界の大きな流れになっています。生活保護世帯における高齢者世帯の割合は52.2%も占めています。無年金の方も存在します。日本でも最低保障年金制度が強く求められています。

## 医療制度の改悪ストップを!

### 75歳以上高齢者の窓口負担2倍化は止めて

21年の国会で病床の削減と並んで高齢者医療費窓口負担2倍化という、医療破壊の大改悪法が強行されました。しかし、2倍化が実際に実施されるのは、22年の10月以降です。私たちの力を結集して、何としても実施を阻止しましょう。

憲法を生かした政治の実現で  
安心できる社会を

要求実現と裁判勝利へ

あなたの年金者組合への加入をお待ちしています



全日本年金者組合

〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-60-20 天翔大塚駅前ビル  
TEL03-5978-2751 FAX03-5978-2777  
E-mail: honbu@nenkinsha-u.org

2021年9月

# 年金 裁判

# 「思い描いていた生活ができない」ことを認める

## — 問われる生存権保障と国の責任 —

### さいたま地裁判決 (2021年3月10日)

「多くの年金受給者が節約を余儀なくされ、生活が苦しいと感じ又は将来に不安があり、現役世代の頃思い描いていた生活ができないと感じていることが認められる」

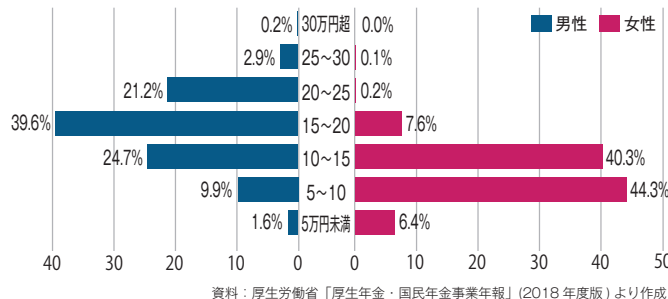
### 大阪地裁判決・京都原告団 (2021年4月15日)

「女性一般の年金受給額は、男性一般のそれと比較して低額であると認められる。(中略) 女性の高齢単独世帯ではその半数以上が実質的生活保護基準の所得で生活している」として原告の切実な訴えと事実を認めている。



2013年10月から行われた2.5%年金削減について「憲法25条の健康で文化的な生活を受ける権利を侵害する」と5297人の組合員等が39地裁に訴えた年金裁判。全国の裁判所で原告164人、労働組合役員26人、学者・研究者19人の証言によって裁判官が、低年金、女性の低年金の実態を認めざるを得なくなっています。

厚生年金受給月額分布と男女別受給者数



**憲法25条**  
 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

憲法25条は、健康で文化的な生活を保障しています